

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 5 月 9 日	
佐賀県知事 山口 祥義 殿	
提出者 住 所 佐賀県三養基郡上峰町堤2100 氏 名 株式会社 ブリヂストン 佐賀工場 工場長 吉見 拓也 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0 9 5 2 - 5 3 - 5 5 1 1	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 ブリヂストン 佐賀工場
事業場の所在地	佐賀県三養基郡上峰町堤2100
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	24 金属製品製造業
② 事業の規模	製造出荷額 223億1500万円/年
③ 従業員数	663名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	別紙の通り	
		t	t
(これまでに実施した取組)			
廃棄物発生のプロセス及び製造プロセスの解析・見直しを実施し、計画的に発生を抑制してきた。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	別紙の通り	
		t	t
(今後実施する予定の取組)			
廃棄物発生のプロセス及び製造プロセスの改善に継続的に取り組み、計画的に発生を抑制を行う。 廃棄物排出量は原単位に基づき設定。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	環境マネジメントシステムに基づき、保管場所を設置し、分別と保管管理を実施。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	環境マネジメントシステムに基づき、保管場所を設置し、分別と保管管理を実施。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

該当無し

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

該当無し

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

該当無し

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】			別紙の通り
	特別管理産業廃棄物の種類			
	全処理委託量	t	t	
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	
	再生利用業者への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			
	委託する業者の現地調査を行い、信頼性を確認し、リスク管理を徹底。			

②計画	【目標】	別紙の通り	
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
【前年度（令和6年度）実績】			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	2,046.778	t
	(今後実施する予定の取組) 処理業者を新規開拓する場合は、電子マニフェスト対応可能な処理業者を選定。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(第2面)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項															
①現状	【前年度（令和6年度）実績】														
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥 (特定有害)	廃アルカリ (特定有害)	強酸 (PH2.0以	廃酸 (特定有害)	引火性廃油	廃アルカリ (PH12.5以上)	廃PCB等	合計						
	排 出 量	60,563 t	1,097,280 t	779,640 t	100,220 t	0,055 t	9,020 t	0,000 t	2,046,778 t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】														
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥 (特定有害)	廃アルカリ (特定有害)	強酸 (PH2.0以	廃酸 (特定有害)	引火性廃油	廃アルカリ (PH12.5以上)	廃PCB等	合計						
	排 出 量	64,620 t	712,890 t	929,660 t	20,000 t	0,490 t	0,000 t	0,000 t	1,727,660 t	t	t	t	t	t	t

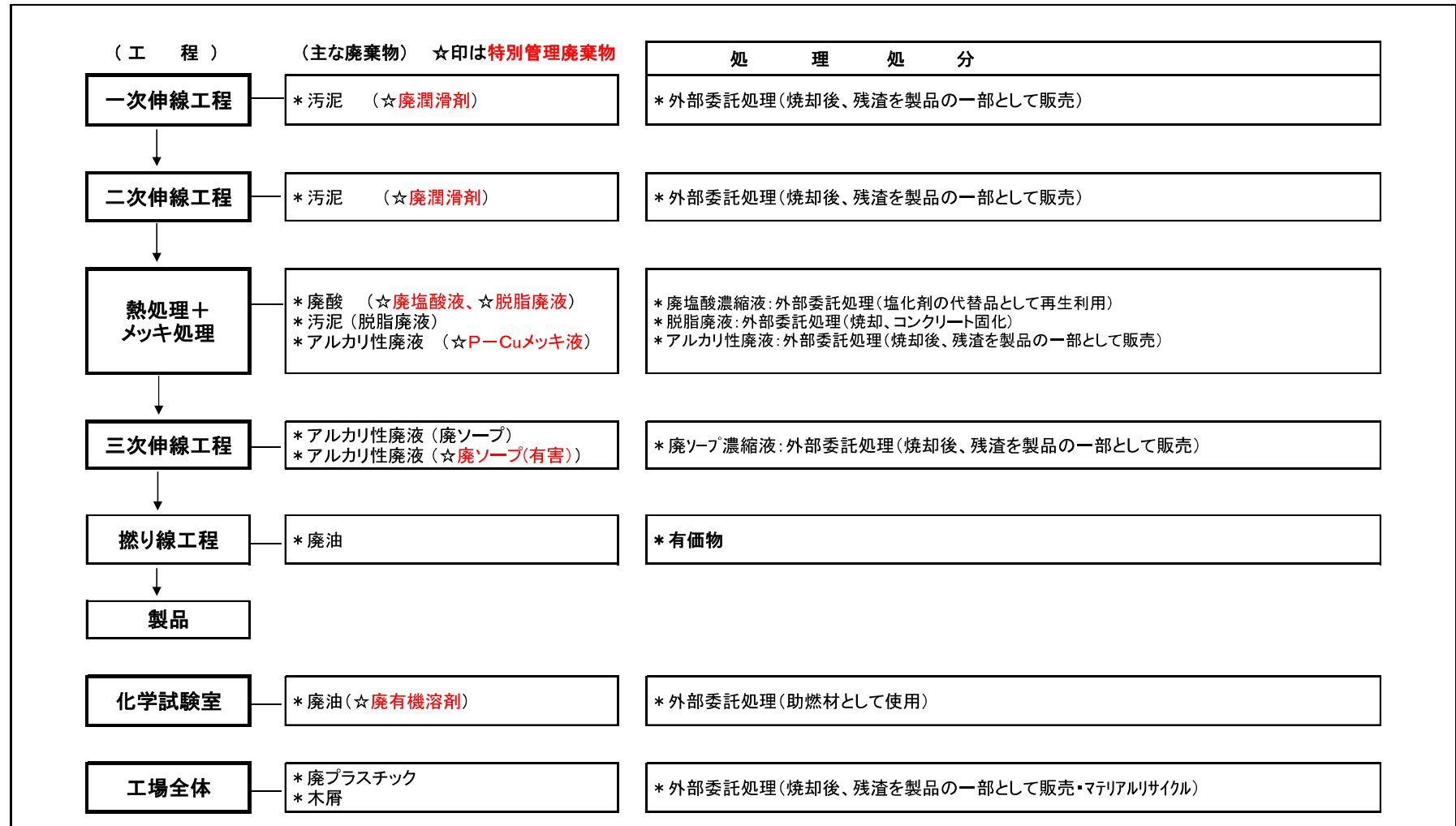
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

[illegible][illegible]

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係別紙）
（第４・５面）

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分にに関する事項														
①現状	【前年度（令和6年度）実績】													
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥 (特定有害)	廃アルカリ (特定有害)	該当無し		引火性廃油	廃アルカリ (PH12.5以	廃PCB等	合計					
	自ら埋立処分 を行った 特別管理産業廃棄物の 量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】													
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥 (特定有害)	廃アルカリ (特定有害)	該当無し		引火性廃油	廃アルカリ (PH12.5以	廃PCB等	合計					
	自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の 量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項														
①現状	【前年度（令和6年度）実績】													
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥 (特定有害)	廃アルカリ (特定有害)	強酸 (PH2.0以	廃酸 (特定有害)	引火性廃油	廃アルカリ (PH12.5以	廃PCB等	合計					
	全処理委託量	60,563 t	1,097,280 t	779,640 t	100,220 t	0.055 t	9,020 t	0.000 t	2,046,778 t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	60,563 t	1,097,280 t	109,260 t	100,220 t	0.055 t	9,020 t	0.000 t	1,376,398 t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	58,210 t	1,088,060 t	779,640 t	100,220 t	0.000 t	9,020 t	0.000 t	2,035,150 t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	2,353 t	9,220 t	0.000 t	0.000 t	0.055 t	0.000 t	0.000 t	11,628 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】													
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥 (特定有害)	廃アルカリ (特定有害)	強酸 (PH2.0以	廃酸 (特定有害)	引火性廃油	廃アルカリ (PH12.5以	廃PCB等	合計					
	全処理委託量	64,620 t	712,890 t	929,660 t	20,000 t	0.490 t	0.000 t	0.000 t	1,727,660 t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	64,620 t	712,890 t	929,660 t	20,000 t	0.490 t	0.000 t	0.000 t	1,727,660 t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	62,310 t	690,480 t	929,660 t	20,000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	1,702,450 t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	2,310 t	22,410 t	0.000 t	0.000 t	0.490 t	0.000 t	0.000 t	25,210 t	t	t	t	t	t

佐賀工場廃棄物発生及び処理フロー



1. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

統括責任者		所属：佐賀工場	：工場長
廃棄物担当		組織名：総務・環境保全課	：課長
		組織人数：2人	
役割	環境保全委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で重要事項を報告、討議。 ・委員長-工場長 ・副委員長-製造部長、総務・環境保全課長 ・委員-関連部署課長 ・事務局-総務・環境保全課	
	統括責任者 (環境推進責任者)	○経営資源の確保 ○佐賀工場環境目的の承認及び決定と環境目標の承認 ○佐賀工場環境保全中期計画の承認 ○佐賀工場環境保全委員会の招集 ○工場の廃棄物管理規程の策定、改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認	
	廃棄物処理統括責任者 (環境推進事務局長)	○佐賀工場環境保全中期計画の立案 ○佐賀工場環境保全委員会の運営 ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の現地調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○対官庁届出業務(総括及び担当分の届出) ○教育訓練の実施 ○業者の教育、指導 ○その他関係する事項	

廃棄物管理組織

環境推進責任者(工場長)

環境保全委員会

環境推進事務局長

公害防止管理者

特別管理産業廃棄物管理責任者

エネルギー管理者

総務・環境保全課

工場管理課

製造第1課

製造第2課

設備課

技術課

品質保証課

技術開発部

保安係

HP係

WDダイス係

第1SC係

第2SC係

設備係

検査係

内製SC先端技術開発課

内製SC生産システム開発課

内製SC海外工場支援課

試作係